令和3年度第1回パートナーシップのまちづくり推進会議次第

1

開会

令和3年11月1日(月) 午後7時から ひと・まちプラザ 3階 集会室

2	市民憲章唱和	
3	委嘱書の交付	
4	会長あいさつ	
5	自己紹介	
6	会議事項	
(1)副会長の選出	
(2)パートナーシップのまちづくりと推進会議について	【別紙1】
(3)「若者に選ばれるまち」を目指して	【別紙2】
(3)「若者に選ばれるまち」を目指して① 若者に選ばれるまちに向けての想い	【別紙2】
(3		【別紙2】
(3	① 若者に選ばれるまちに向けての想い	【別紙2】
	① 若者に選ばれるまちに向けての想い ② 意見交換	【別紙2】
(4	 若者に選ばれるまちに向けての想い 意見交換 発表 	
(4	 若者に選ばれるまちに向けての想い 意見交換 発表 準備委員会委員について 	

パートナーシップのまちづくりと推進会議の役割について

Oパートナーシップのまちづくりとは

茅野市が進めてきたパートナーシップのまちづくりは、「まちづくりに市民等が主体的にかかわり、市がそれを支援し、公民協働で取り組むまちづくり」としています。これは、住民自治の実現に向け、市民が主体となってまちづくりに取り組んでいこうとするものです。

このパートナーシップのまちづくりは、平成7年度からの福祉、環境、子育てなどの分野別市民活動ネットワークの実践の取組における協働に始まり、平成18年度からは地域コミュニティにおける「自助・共助・公助」を基本とした協働の取組へと続いています。

平成 15 年には、パートナーシップのまちづくりを進めていくことを約束するものとして条例が制定されました。

これからのまちづくりには、分野や地域を超えた団体間のネットワークづくりや、いつでも市民がまちづくりに参加できる体制をつくることにより、市民力や地域力を最大限に発揮していくことが求められます。現在では、分野別や地域のみならず、個人、ボランティア、市民活動団体、企業、学校、行政など、あらゆる主体がつながりを築き、共通の目的を実現するために、それぞれの特性を活かしながら、ともに連携・協力(協働)する、あらゆる主体による協働のまちづくりも始まってきています。

2018年からの第5次茅野市総合計画では、『あらゆる主体による協働のまちづくりに向けた仕組みづくり』を基本指針に掲げ、市民活動センターゆいわーく茅野を市民活動の拠点施設として、あらゆる主体による協働が生まれるように取り組んでいます。

現在、分野別の取組、地域コミュニティの取組、あらゆる主体による協働と住民主体によるまちづくりが活発に進められるよう取り組んでいます。

パートナーシップのまちづくりの基本原則

自主性の尊重	市民等のそれぞれの自主性に基づき行う。
市民等と市の 信頼関係	市民等と市が対等、協力の立場において、お互いの信頼関係に基づき行う。
情報の共有	必要な情報をお互いに共有する。
市民等の権利	市民等は、パートナーシップのまちづくりの企画、立案の段階から参画する権利をもつ。
市民等の役割	市民等は、自らがパートナーシップのまちづくりの主体であることを自覚し、パートナーシップのまちづくりに関する市民等の役割を果たすように努める。

市の責務

市民等の 活動支援	市民等の活動への支援を行う。分野別の市民ネットワークと地域コ ミュニティとの連携や協力して行う活動のための支援を行う。
施策の推進	パートナーシップのまちづくりに関する施策を積極的に推進。
情報の提供	パートナーシップのまちづくりに関する情報の提供。
情報の公開	パートナーシップのまちづくりに関する情報の積極的な公開を行う。
説明責任	パートナーシップのまちづくりに関し、市民等に説明する責任を全 うする。

パートナーシップのまちづくり推進会議の役割

パートナーシップのまちづくりを推進するために、市民等と市は、推進会議を設置し、次のことについて所掌するとしています。(パートナーシップのまちづくり基本条例第17条)

- ① パートナーシップのまちづくりに関する情報や意見の交換
- ② パートナーシップのまちづくりを推進するための連携や協力
- ③ パートナーシップのまちづくりを推進するための啓発事業の企画、実施

これまでの活動

① パートナーシップのまちづくりに関する情報や意見の交換

過去の推進会議では、分野別市民活動団体と各地区コミュニティ運営協議会にアンケート調査を実施し、活動している中での課題等について情報共有を図りました。 また、推進会議の席で課題等について意見交換をしました。

② パートナーシップのまちづくり推進のための連携や協力

これまで、推進会議として具体的に連携や協力した事例はありませんが、個々の活動レベルでは、福祉 21 茅野が地区コミュニティ運営協議会健康福祉部会と地域福祉行動計画策定時等に意見交換の場を設けたり、NPO 法人サポート C が泉野地区コミュニティセンターや槻木区と協働し、農村舞台を復活させるなど、分野別市民ネットワークと地域コミュニティが連携・協力した事例があります。

③ パートナーシップのまちづくり推進のための啓発事業の企画・実施

啓発事業のひとつの方法として、平成12年からパートナーシップのまちづくり推進大会を開催。途中未開催の年もあったが、平成27年まで合計12回開催しました。

④ パートナーシップのまちづくりの更なる充実に向けて

平成28年の推進会議において、パートナーシップのまちづくりの取組が20年経過することから、今までの取組をふりかえり、今後のあり方検討を行う方針が決定されました。方針に基づき、分野別市民活動団体、地区コミュニティ運営協議会、職員それぞれで、成果や課題について検討いただきました。平成29年度、30年度の推進会議では、それぞれの検討結果を基に更に議論を深め、今後大切にしていくことの確認を行うとともに、それぞれの団体において課題解決に向けて取組んで行くこととしました。

また、推進会議とは別途、若者がまちづくりに参画できる機会を設けていくことや 市職員の協働の取組にあたってのスキルアップを図ることも確認しました。

別紙2

若者に「選ばれるまち」 を目指して

2021年11月1日(金) 茅野市パートナーシップのまちづくり推進会議

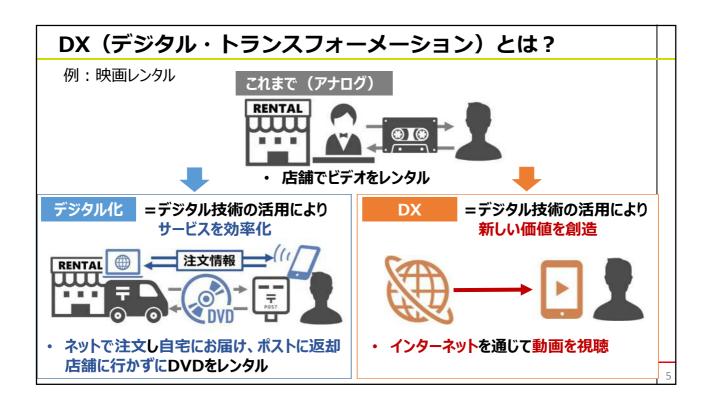


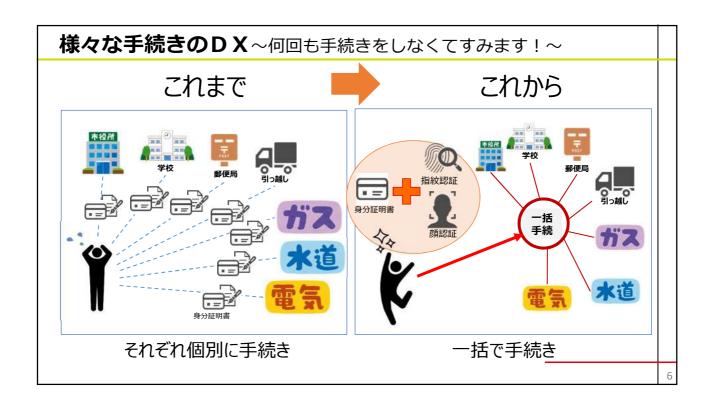
1

茅野市の先端技術活用の方向性 ■ 数値目標(令和6年) 市内観光地延利用者数:3,367,000人 若者に「選ばれるまち」 の実現 基本目標2 通いたい、帰りたいまちをつくる ■ 数徳目標 (令和6年) 「将来、茅野市に住みたい」と思う15歳から18歳の割合:60% (6) 暮らしやすい未来都市・茅野の構築 ***日標 ***日報 ** ■ 数值目標(令和6年) 社会増減(転入者数-転出者数);510人(5年累 ○ 未来に目を向け、日々進歩する先端の技術を活用することで、市民目線で**暮らしやすいまちの** 構築に向けて思い切った取組を展開します。 高齢者、学生、観光客、別荘利用者等の様々な人が、いつでも行きたい場所に行ける交通 基本目標4 安心して出産・子育てができるまちをつくる システムや、日々生活するだけで健康になれるような予防医療の仕組みの構築等、住んでよ ■ 数値目標(令和6年) 合計特殊出生率:1.7 かったと誇りに思える暮らしやすいまちを構築するための新たなサービスの展開 新たな技術が地域内に持ち込まれることで、付加価値の高い新たな産業と雇用の創出を目指し 基本目標5 安心・安全、快適なまちをつくる ます。 ■ 数値目標(令和6年) 茅野市の行政サービス全般に対し不満を のらざあ・LPWAの活用 等 (1) 茅野版DMO支援による新たな交流の創 き方の創出 (2) コワーキングスペースの活用による新しい (2) ゴツーキングスペースの古用による物しり。 子の朝田 (3) 産学公連県「スツリガランド」創造等。 の推進による新たな産業の輸出 (4) 多様な学い場の提供による子どの。 かな生き方の創造 (5) JR半軒柄を暴点に都市部と地方す人が行き交う環流の創造 のらざあ (6) 暮らしやすい未来都市・茅野の横築









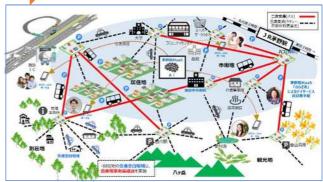
DXでネットワーク化(移動)~作って終わりではありません!~

これまで



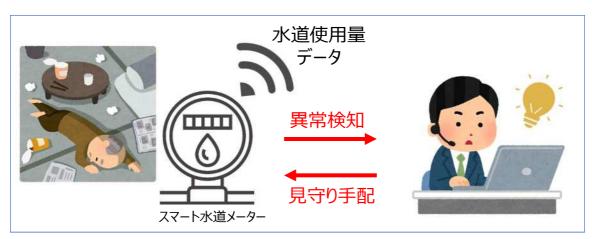
車を持たない人が 行きたい場所へ 行きたい時間に 安価で移動 = 「のらざあ」

これから



市民だけではなく観光客やビジネス客にも 便利な交通ネットワークを実現 = 「のらざあ」のバージョンアップ

これもDX(水道使用量)~個人情報だけではありません!~



- スマート水道メーターからの水道使用量データで異常を検知 (使用量が極端に多いまたは全く使われていない など)
- 異常の確認のため見守りを手配

8

DXを進めることによって社会をもっと便利な方向へ

- 住民の生活が便利になります。
- 2 業務の**効率化や省力化**が進み、**人の力や貴重な時間**を**有効にサービスの向上に繋げていく**ことができます。
- 3 多様な主体(会社や行政機関など)間のデータによる 円滑な連携・交流によって、**新たな価値が生まれます**。

(出典) 総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」

9

「ゆい」の伝統を、先端技術を活用した「未来型ゆい」へ

これまでの「ゆい」とは:

血縁や地縁を基にした、主に労働力を中心とした相互扶助(近所づきあい)

参画するとト) 血縁的・地縁的つながり

提供するモノ) 主に労働力(田植えや稲刈り、普請、地区の役等)

得られる効果) 農の営み・社会基盤・地域制度等の維持

「未来型ゆい」とは:



先端技術を活用した助け合いによる、誰もが参加できる新たな相互扶助

参画する**ヒト**) 助けが必要な人、手伝いたい人は誰でも

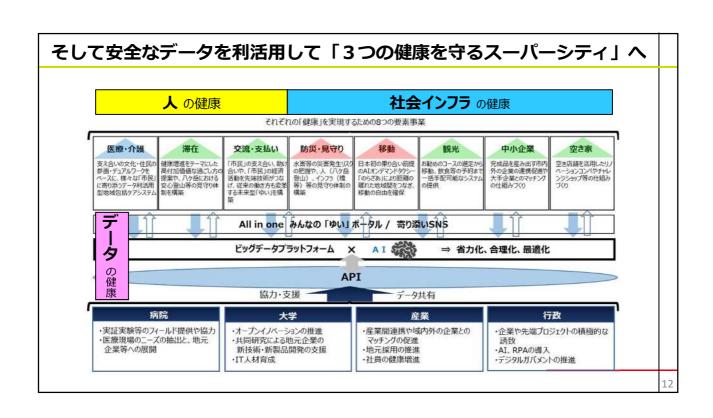
提供するモノ)労働力の他、技術や知恵、アイディアや創造力

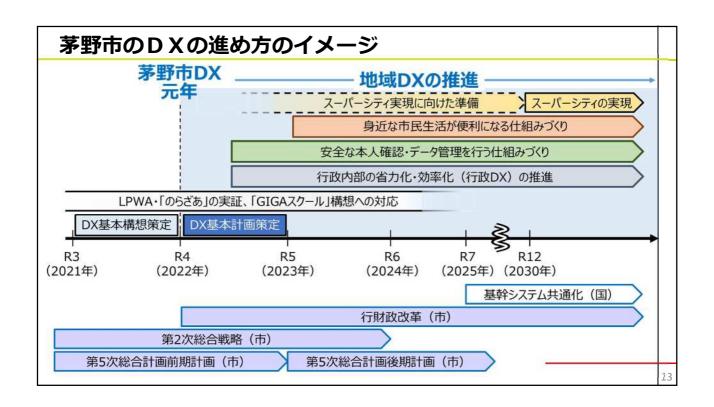
得られる効果)これまでの「ゆい」の効果に加え、

生産性の向上、コスト削減、交流拡大による新しい価値の創造

10









○茅野市パートナーシップのまちづくり推進会議準備委員会設置要領

平成31年4月1日

(設置)

第1条 茅野市パートナーシップのまちづくり推進会議(以下、「推進会議」という。) の開催にあたり、公民協働の理念に基づき会議の円滑かつ効果的な運営を図ることを目的にその準備機関として、茅野市パートナーシップのまちづくり推進会議準備委員会(以下、「準備委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 準備委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 推進会議の協議事項及び年間開催計画案に関すること
 - (2) 推進会議における委員等の参集範囲、成果目標、会議手法、評価方針、会議運営 方針案に関すること
 - (3) 推進会議における会議資料案に関すること
 - (4) その他推進会議の開催準備について必要なこと

(組織)

第3条 準備委員会は、推進会議の委員の内から互選により委員8人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 準備委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、準備委員会において互選する。
- 2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 準備委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 準備委員会は、必要に応じて委員以外の関係者及び関係課の職員の出席を求め、意見 又は説明を聴くことができる。

(事務局)

- 第6条 事務局は、パートナーシップのまちづくり推進課に置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長はパートナーシップのまちづくり推進課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、パートナーシップのまちづくり推進課の職員及び関係課の職員のうちから事務局長が指名した者をもって充てる。

(補則)

第7条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文

平成31年4月1日から施行する。

令和3年度第1回パートナーシップのまちづくり推進会議

○グループワーク(20分)

テーマ 「若者に選ばれるまち」を目指して

ワーク 1 今の市長の話をどう受け止めたか

<u>ワーク2</u> 「若者に選ばれるまち」を目指すにあたり、それぞれの団体や 地域コミュニティにおいて取り組めることがあるか

○グループ発表 (10分) 2分×5グループ